

七尾市津波避難計画



平成 27 年 1 月

平成 29 年 7 月改訂

平成 31 年 1 月改訂

令和 3 年 8 月改訂

七尾市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 避難計画	2
1 津波浸水想定区域図の見直し	2
2 津波避難対象地域	3
3 避難経路	4
4 津波避難場所及び指定緊急避難場所（津波）	4
5 津波避難ビル	4
6 津波避難困難地域	5
7 避難の方法	10
第3章 初動体制	11
1 職員の参集	11
2 津波に関する情報の収集・伝達	12
3 地震及び津波警報等発表の流れ	17
4 津波に関する予報の伝達	18
5 被害情報の収集	19
6 津波警報・注意報の周知	20
第4章 避難の勧告・指示	22
1 発令機基準	22
第5章 地域津波避難計画	22
第6章 避難行動要支援者の避難支援	23
1 避難行動要支援者の定義	23
2 情報伝達	23
3 避難時の支援（避難誘導および避難確認）	23
第7章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	25
1 情報伝達	25
2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置	25
3 釣り客等への啓発	25
第8章 津波防災対策の啓発・訓練	25
1 啓発	25
2 訓練	25

第1章 総則

1 目的

この計画は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日法律第77号）」第9条第2項の規定に基づき、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間、津波災害から住民の生命、安全を確保するため、円滑な避難を行なえるよう市の基本的な対応方針を定めることを目的とする。

2 計画の修正

この計画は、自主防災組織などが作成する地域津波避難計画と整合性を図るため、必要に応じ、適宜修正を行なう。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

No	用語	意味
1	津波浸水想定区域	石川県が平成29年5月に発表した石川県津波浸水想定区域図において、市域内で津波が浸水する陸域の範囲をいう。
2	津波避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に伴い市が指定する地域をいう。 安全の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
3	津波避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域外の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。
4	避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織や市等が設定をするもので、市が指定する避難路とは一致しない。
6	津波避難場所 (避難目標地点)	とりあえず津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市や住民が設定する避難の目標地点をいい、高台等を含む。
7	津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた者が、一時的に緊急避難する施設で、市が指定するものをいう。
8	指定緊急避難場所 (津波)	市が指定する一時的な緊急避難場所をいう。 津波に対応するため、安全な構造の有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び危険を及ぼすおそれのない場所で、災害発生時には迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの。
9	指定避難所	市が指定する避難施設をいう。 被災者が一定期間滞在するための施設で、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な施設であって、想定される各災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
10	地域津波避難計画	避難対象地域を抱える自主防災組織等が策定するもので、地域ごとの津波避難計画をいう。

第2章 避難計画

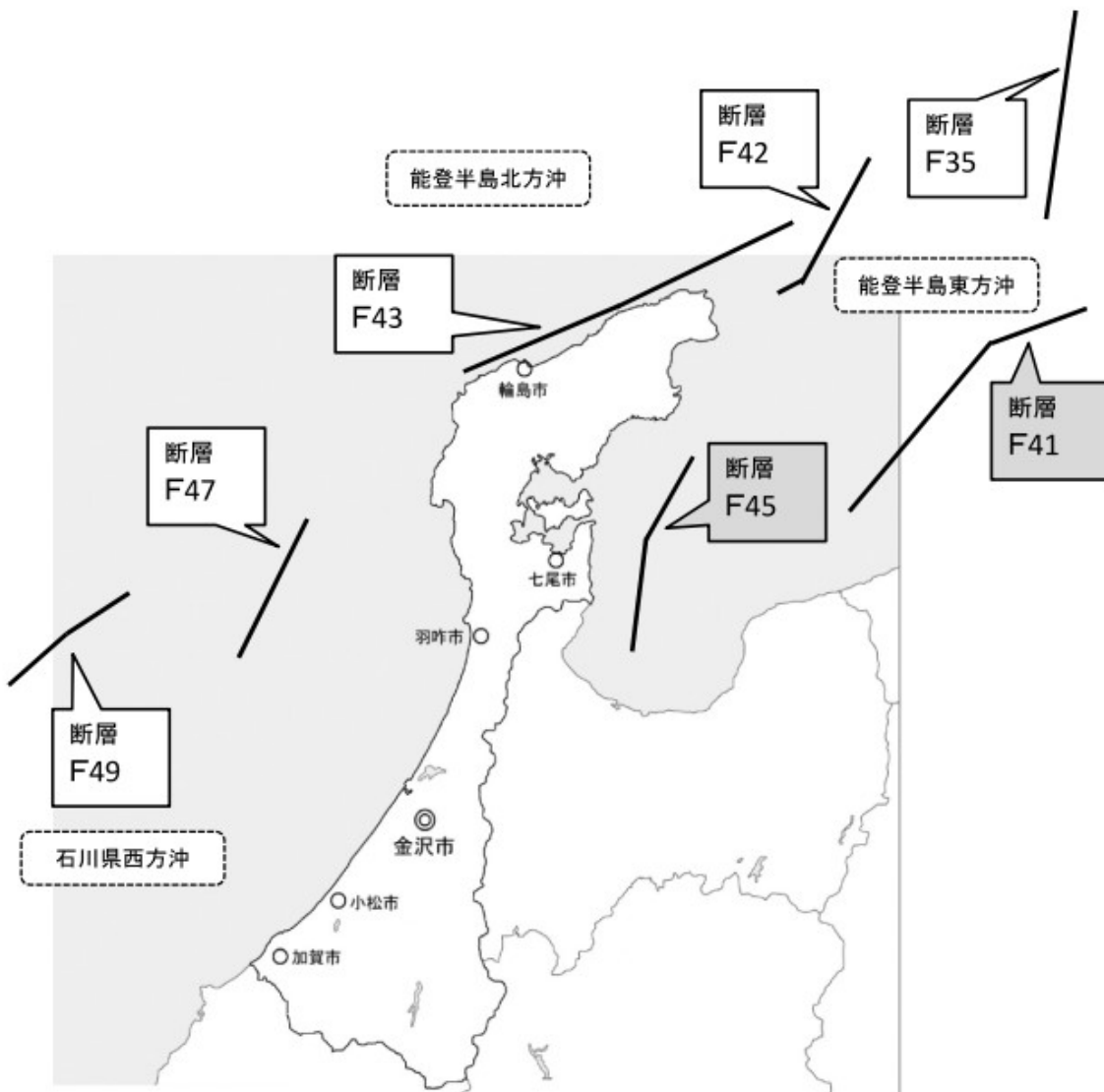
1 津波浸水想定区域図の見直し

●対象断層

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成26年8月に、国が日本海側における統一的な津波断層モデル60断層を公表したことを受け、石川県に最大の津波をもたらす7断層を決定し、平成23年度に石川県が作成した津波被害浸水想定区域図を見直した。

7断層の断層名：F35、F41、F42、F43、F45、F47、F49

七尾市に影響する断層はF41とF45



●津波浸水想定結果の概要

浸水面積（想定される最大の浸水範囲）

区 分	見直し前	見直し後	影 響
住居地域	1.95 km ²	1.92 km ²	▲0.03 km ²
非住居地域	6.32 km ²	6.82 km ²	+0.50 km ²
合計	8.27 km ²	8.74 km ²	+0.47 km ²

最大津波高（海岸で最大となる津波の高さ）

観測代表地点	見直し前	見直し後	影 響
鵜浦	9.5m	7.6m (到着時間 13分)	▲1.9m
下佐々波	5.8m	7.8m (到着時間 8分)	+2.0m

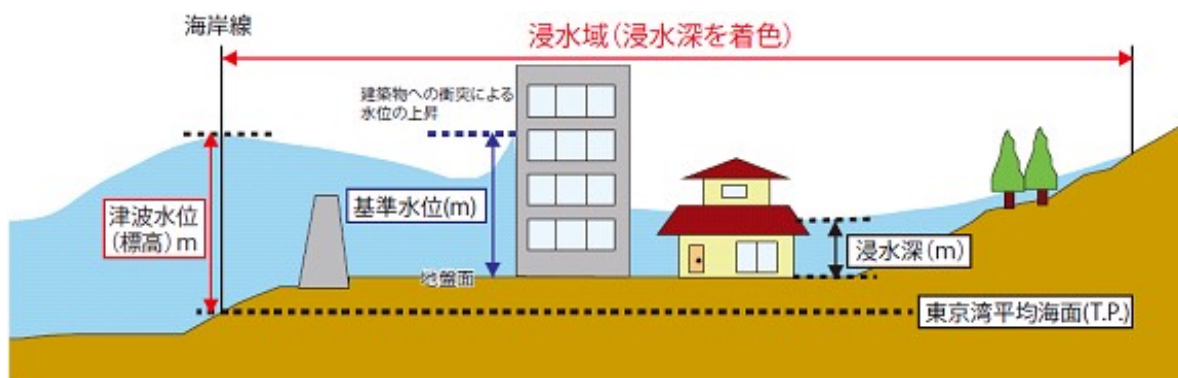
2 津波避難対象地域

津波避難対象地域は、次の点に留意し指定する。

- (1) 津波浸水想定区域及び津波浸水想定区域の外にバッファゾーン（余裕域）を含めて指定する。
- (2) 原則として町会の単位により指定する。
- (3) 現在の津波浸水想定区域では、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、想定を超える地震が発生する可能性がないとはいえないことから、地域全域を津波避難対象地域として指定する。

よって、津波避難対象地域の一覧（別表1）の世帯数は、地域の全数を記載する。

※ 津波避難対象地域の一覧（「別表1」参照）



津波浸水想定区域及び基準水位のイメージ図

3 避難経路

避難経路は、次の点に留意し設定する。

- (1) 崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分あること。
- (2) 橋梁等を有する道路を設定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (3) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- (4) 避難経路は、原則として津波の進行方向と同方向に避難するよう設定すること。

4 津波避難場所及び指定緊急避難場所（津波）

津波避難場所及び指定緊急避難場所（津波）は、次の点に留意し指定する。

- (1) 原則として避難対象地域から外れていること。
- (2) 原則オープンスペースとするが、建物を指定する場合は、耐震性が確保されていること。
- (3) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- (4) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、海拔10m以上の場所、更に近くの高台(20m以上)に避難できる場所が確保できる場所が望ましいこと。
- (5) 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること。

(1人あたり1㎡以上を確保すること)

※ 津波避難場所及び指定緊急避難場所（津波）一覧（「別表2」参照）

5 津波避難ビル

津波避難ビルは、次の点に留意し指定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

- (1) 耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、又は、新耐震設計基準（昭和55年施行）に適合している建築物を基本とすること。
- (2) 原則としてRC（鉄筋コンクリート）またはSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造とし、床上が海拔10m以上の階数に指定すること。
- (3) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- (4) 直接海に面していないこと。
- (5) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

※ 津波避難ビル（「別表3」参照）

※ 津波・洪水等の災害における一時避難所施設利用に関する協定書（「別紙1-1」参照）

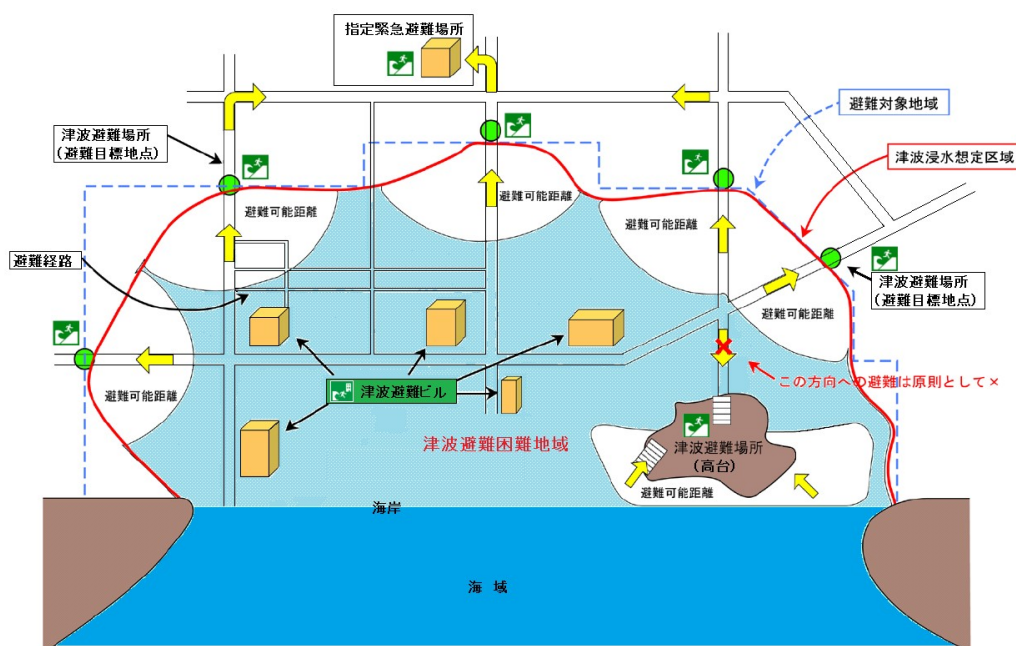
※ 一時避難所指定承諾書（「別紙1-2」参照）

※ 一時避難所開設通知書（「別紙1-3」参照）

※ 一時避難所開設届（「別紙1-4」参照）

6 津波避難困難地域

七尾市における津波避難困難地域は、以下の手法で指定するとともに、指定された津波避難困難地域に対しては、津波避難ビル等の指定など避難方法の検討を行なう。



(1) 各地区の津波到達時間と避難可能距離

津波浸水想定区域に基づく、津波到達時間と歩行速度から避難可能距離を設定する。

●津波到達予想時間は、各地区の『津波が最も早く到達する』ケースにける「影響開始時間 (※)」を用いる。

※ 影響開始時間 ……地震発生から津波により、初期水位からの変化が±20cm 生じるまでの時間

●歩行速度は1.0m/秒 (=60.0m/分) を目安とし、最長で800m程度を目安とする。

●避難開始時間は、地震発生後5分後に避難を開始できるものとする。

$$\begin{aligned} \text{避難可能距離 (範囲)} &= (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間}) \\ &= 1.0 \text{ m/秒} \times (\text{津波避難到達時間} - 5 \text{ 分}) \end{aligned}$$

これらのことから、七尾市における各地区の避難可能距離は以下のとおりとする。

津波浸水の影響がある町会の津波到達時間と避難可能距離

地区	町会	津波が最も「早く到達する」ケース					避難可能 距離	
		観測 代表地点	断層	影響開始 時間	最大 津波高	最大津波 到達時間		
袖ヶ江	川渚通	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	立丁通	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	女良浜通	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	七軒町通	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	作事町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	相生町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	橘町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	塗師町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	今町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	鍛冶町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	湊町一丁目	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	湊町二丁目 東部							
	湊町二丁目 西部	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	郡町東部	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	郡町西部	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	矢田新町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
	御祓	生駒町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m
		一本杉町	七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m
阿良町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
米町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
三島町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
昭和町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
寿町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
常盤町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
白銀町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
魚町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
桜町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
富岡町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
桧物町		七尾港	F 45	10分	1.4m	83分	300m	
西湊	小島一丁目	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m	
	小島三丁目	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m	
	つつじが浜	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m	
	なぎの浦	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m	

地区	町会	津波が最も「早く到達する」ケース					避難可能 距離
		観測 代表地点	断層	影響開始 時間	最大 津波高	最大津波 到達時間	
西湊	津向町	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	松百町	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	新保町	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	祖浜町	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
石崎	石崎町東一区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町東二区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町東三区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町東四区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町西一区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町西二区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町西三区	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	石崎町香島	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
和倉	和倉元町	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
	奥原町	和倉	F 45	10分	2.4m	84分	300m
東湊	万行町	三室	F 45	6分	2.6m	50分	60m
	佐味町	三室	F 45	6分	2.6m	50分	60m
	大田町	三室	F 45	6分	2.6m	50分	60m
崎山	三室町	三室	F 45	6分	2.6m	50分	60m
	鵜浦町	鵜浦	F 45	3分	3.6m	9分	0m
北大呑	大野木町	江泊	F 45	2分	3.5m	5分	0m
	江泊町	江泊	F 45	2分	3.5m	5分	0m
	白鳥町	江泊	F 45	2分	3.5m	5分	0m
	百海町	百海	F 45	1分	3.7m	4分	0m
	庵町	百海	F 45	1分	3.7m	4分	0m
	虫崎町	百海	F 45	1分	3.7m	4分	0m
	佐々波町	下佐々波	F 45	1分	7.8m	8分	0m
南大呑	黒崎町	下佐々波	F 45	1分	7.8m	8分	0m
	東浜町	下佐々波	F 45	1分	7.8m	8分	0m
	大泊町	下佐々波	F 45	1分	7.8m	8分	0m
田鶴浜	舟尾町	田鶴浜	F 45	37分	0.7m	46分	800m
	川尻町	田鶴浜	F 45	37分	0.7m	46分	800m
	田鶴浜町 (馬場町)	田鶴浜	F 45	37分	0.7m	46分	800m
金ヶ崎	白浜町	田鶴浜	F 45	37分	0.7m	46分	800m
	大津町北	田鶴浜	F 45	37分	0.7m	46分	800m

地区	町会	津波が最も「早く到達する」ケース					避難可能 距離
		観測 代表地点	断層	影響開始 時間	最大 津波高	最大津波 到達時間	
西岸	横見	深浦	F 45	22 分	2.7m	45 分	800m
	田岸	深浦	F 45	22 分	2.7m	45 分	800m
	外	深浦	F 45	22 分	2.7m	45 分	800m
	小牧	深浦	F 45	22 分	2.7m	45 分	800m
	深浦	深浦	F 45	22 分	2.7m	45 分	800m
	長浦	長浦	F 45	21 分	1.7m	44 分	800m
	瀬嵐	長浦	F 45	21 分	1.7m	44 分	800m
熊木	浜田	中島	F 45	27 分	1.0m	47 分	800m
中島	熊野	中島	F 45	27 分	1.0m	47 分	800m
豊川	崎山	中島	F 45	27 分	1.0m	47 分	800m
	河崎	中島	F 45	27 分	1.0m	47 分	800m
笠師保	筆染	笠師保	F 45	38 分	1.0m	67 分	800m
	南側	笠師保	F 45	38 分	1.0m	67 分	800m
	塩津	笠師保	F 45	38 分	1.0m	67 分	800m
能登島 西部	祖母ヶ浦町	祖母ヶ浦	F 45	5 分	2.4m	8 分	0m
	八ヶ崎町	祖母ヶ浦	F 45	5 分	2.4m	8 分	0m
	鰻目町	鰻目	F 45	4 分	3.4m	7 分	0m
	長崎町	鰻目	F 45	4 分	3.4m	7 分	0m
	野崎町	鰻目	F 45	2 分	2.6m	21 分	0m
	日出ヶ島町	三室	F 45	6 分	2.6m	50 分	60m
	二穴町	三室	F 45	6 分	2.6m	50 分	60m
能登島 中部	佐波町	佐波	F 45	15 分	1.6m	61 分	600m
	向田町	向田	F 45	12 分	2.2m	32 分	420m
	曲町	曲	F 45	11 分	2.3m	33 分	360m
能登島 東部	百万石町	通	F 45	21 分	1.6m	45 分	800m
	通町	通	F 45	21 分	1.6m	45 分	800m
	田尻町	通	F 45	21 分	1.6m	45 分	800m
	久木町	通	F 45	21 分	1.6m	45 分	800m
	閨町	閨	F 45	19 分	1.9m	41 分	800m
	無関町	閨	F 45	19 分	1.9m	41 分	800m
	南町	南	F 45	14 分	1.3m	37 分	540m
	半浦町	半浦	F 45	16 分	1.3m	62 分	660m
須曾町	佐波	F 45	15 分	1.6m	61 分	600m	

※ 避難場所への避難可能範囲（「別表 4-1 ~ 15」参照）

※ 津波浸水にかかる七尾市内の観測代表地点（「別表 5」参照）

(注重点)

- ・ 鉦打地区、相馬地区、徳田地区、高階地区は津波浸水の影響はない。
- ・ 避難可能距離は、より遠方へ避難することを制限するものではない。
- ・ 歩行困難者、身体障害者、乳幼児などは、さらに歩行速度が低下することも考慮する。

以上の検討から、七尾市における津波避難困難地域を以下のように設定した。

津波避難困難地域一覧

地区	町名	津波影響 開始時間	地区	町名	津波影響 開始時間
袖ヶ江地区	女良浜通	10分	南大呑地区	黒崎町	1分
	七軒町通	10分		東浜町	1分
	湊町一丁目	10分		大泊町	1分
	湊町二丁目東部	10分	田鶴浜地区	川尻町	37分
	湊町二丁目西部	10分		田鶴浜町	
	郡町東部	10分		(馬場町)	37分
御祓地区	寿町	10分	金ヶ崎地区	大津町北	37分
	桜町	10分		白浜町	37分
西湊地区	小島町一丁目	10分	西岸地区	深浦	22分
	小島町三丁目	10分	中島地区	熊野	27分
	つつじが浜	10分	能登島	二穴町	6分
	なぎの浦	10分	西部地区	日出ヶ島	6分
	松百町	10分		野崎町	2分
	新保町	10分		長崎町	2分
		鰻目町		2分	
石崎地区	石崎町西一区	10分		八ヶ崎町	2分
	石崎町西二区	10分		祖母ヶ浦町	2分
和倉地区	和倉元町	10分	能登島	向田町	12分
	奥原町	10分	中部地区	曲町	11分
東湊地区	万行町	6分	能登島	須曾町	15分
	佐味町	6分	東部地区	閨町	19分
	大田町	6分			
崎山地区	鵜浦町	3分	能登島東部地区	通町	21分
	三室町	6分	東部地区	閨町	19分
北大呑地区	大野木町	2分			
	江泊町	2分			
	白鳥町	1分			
	百海町	1分			
	虫崎町	1分			
	佐々波町	1分			

津波避難困難地域の対応

地区	対応
御祓地区	津波避難ビルを設置
袖ヶ江地区	津波避難ビルを設置
西湊地区	津波避難ビルを設置
石崎地区	津波避難経路の整備を支援
和倉地区	津波避難経路の整備を支援
東湊地区	津波避難経路の整備を支援
崎山地区	津波避難経路の整備を支援
北大呑地区	津波避難経路の整備を支援
南大呑地区	津波避難経路の整備を支援
能登島西地区	津波避難経路の整備を支援
能登島中地区	津波避難経路の整備を支援
能登島東地区	津波避難経路の整備を支援

7 避難の方法

- (1) 避難方法は原則徒歩によるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所及び津波避難場所までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者の円滑な避難が非常に困難、かつ自動車などを利用した場合であっても、渋滞や交通事故のおそれ、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い地域では、自主防災組織等は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

第3章 初動体制

1 職員の参集

職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合は速やかに下記の配備基準により参集するものとする。

(1) 配備体制及びその基準等

職員の配備基準は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	動員対象職員
注意配備体制	—	
警戒配備体制	・市内に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災班 ・ 総務班 ・ 農林水産班 ・ 土木班 ・ 上下水道班 ・ 消防班 ・ 広報班 ・ 環境班 ・ 災害救助班 ・ 教育班
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に津波警報・大津波警報が発表されたとき ・ 市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、市災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき ・ 市内に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、市災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき 	・ 全職員

(2) 職員の参集

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、あらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

なお、登庁が不能となった場合は、最寄りの市機関に登庁する。

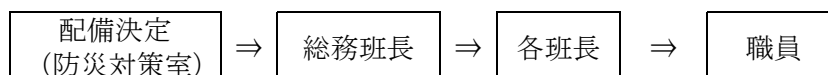
この際、市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。

イ 災害対策本部体制の場合

「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制になったときは、原則として全職員が直ちに登庁する。

ウ 動員の方法

職員の動員は、配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。



(3) 地震直後の緊急措置

ア 来庁者の安全確保と避難誘導

職員は、来庁者の安全確保を図り、火災発生等により避難誘導が必要なときは、速やかに安全な場所へ誘導する。

イ 災害情報の収集・連絡

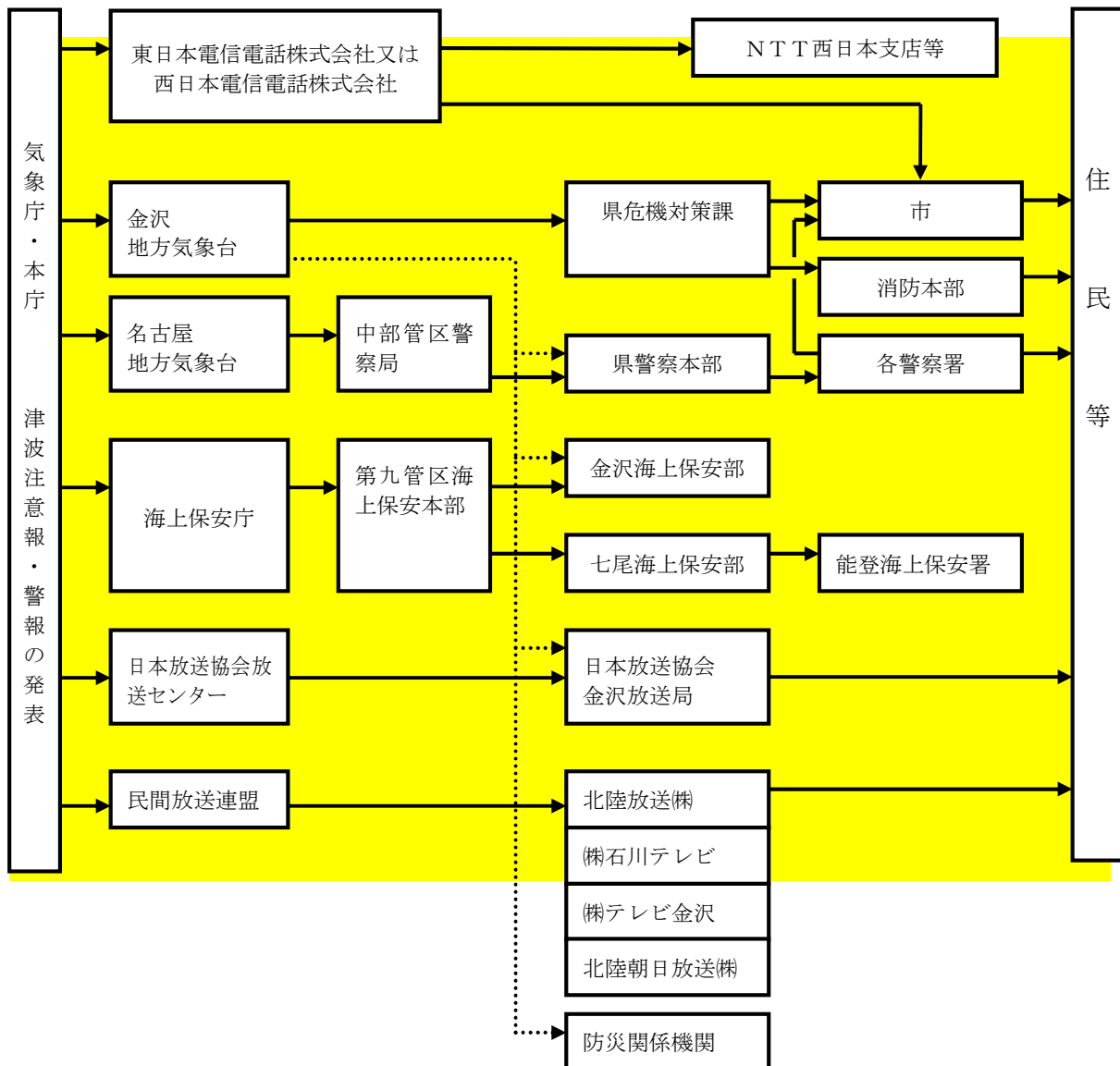
防災班長は、災害対策本部の組織体制により職員を配置し、情報収集、連絡に当たる。

ウ 通信手段の確保

防災班長は、地震発生後直ちに災害情報連絡のための非常用自家発電機能及び通信手段を確保する。

2 津波に関する情報の収集・伝達

(1) 津波注意報、津波警報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



(2) 津波警報・注意報の種類

大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

この時、予想される高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報、注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別津波警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、津波被害が発生する。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 (※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 (※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時間や高さを津波予報区単位で発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m 以上	数値で発表
	0. 2 m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値 (第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ) を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しません。大津波警報または津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値 ※3）の發表内容

發表中の津波警報等	發表基準	發表内容
大津波警報を發表中	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表

・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中でも最も早く津波が到達する時刻である。津波予報区の中でも場所によっては、この時刻より数十分、場合によっては、1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合での津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が發表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の發表が津波の到達に間に合わない場合もある。

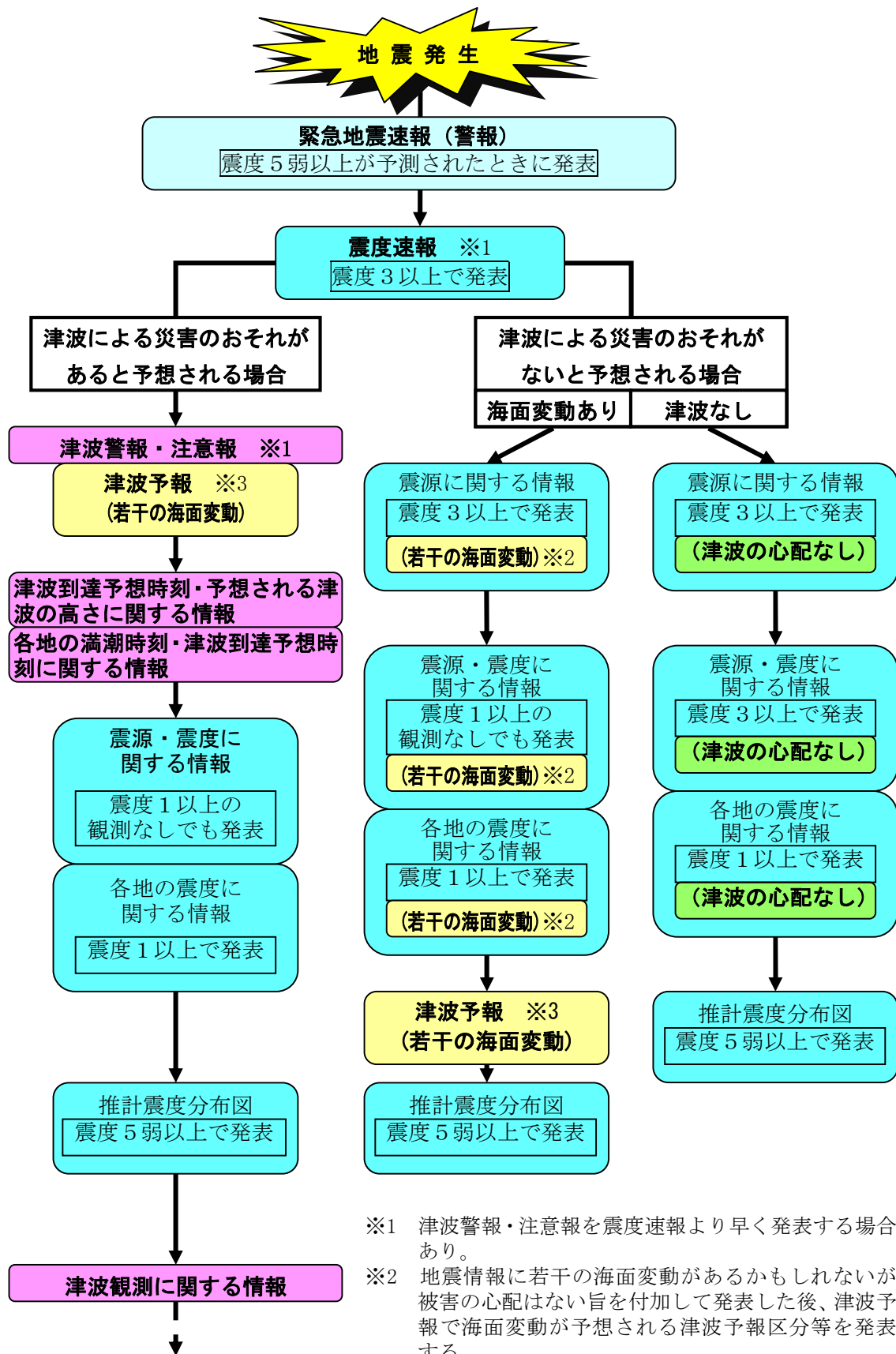
(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の心配がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 地震及び津波警報等発表の流れ

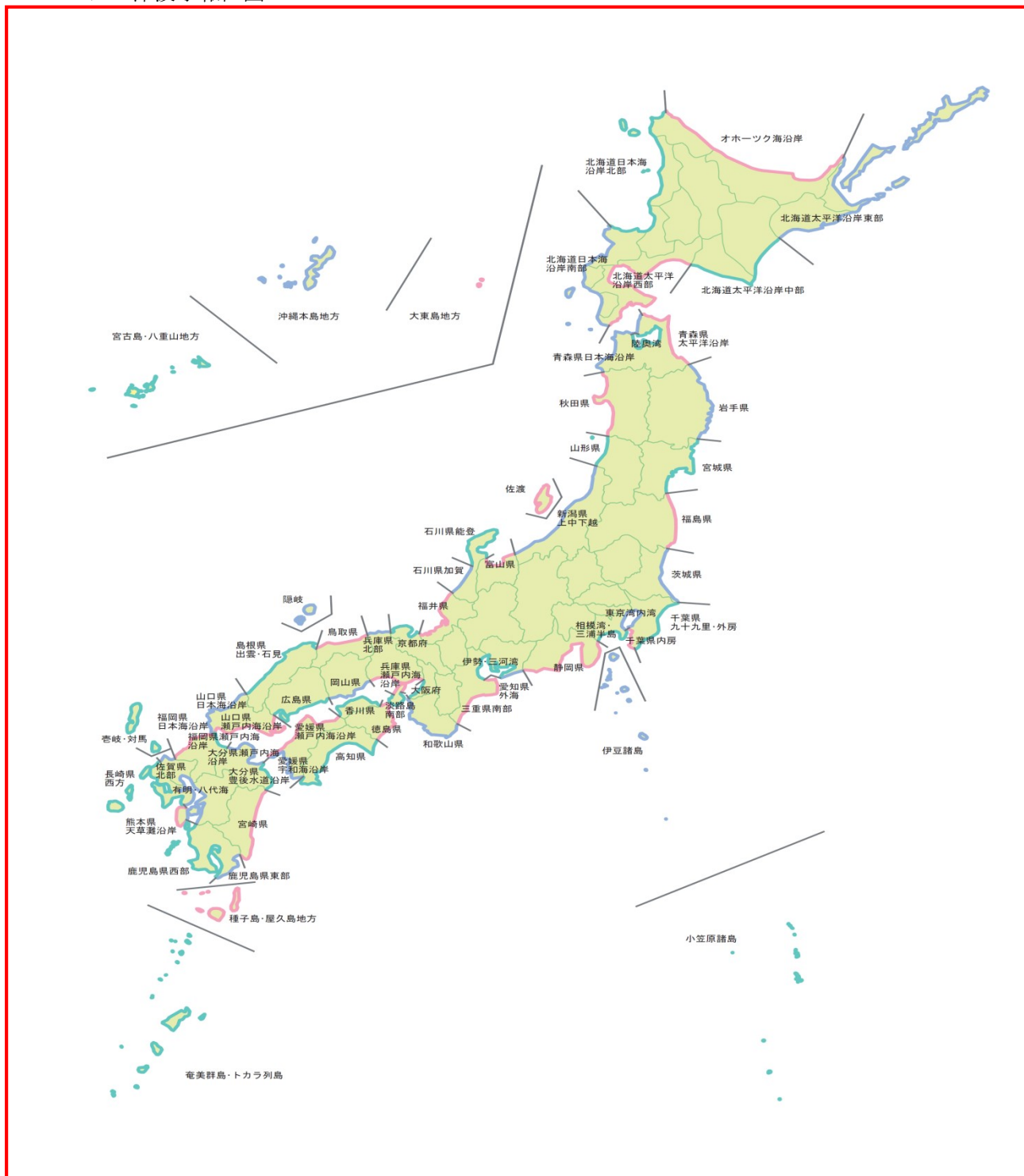


- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区分等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

4 津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区

ア 津波予報区図



津波予報区の名称	区域
石川県能登	石川県かほく市以南を除く
石川県加賀	石川県かほく市以南に限る

(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳洲郡、鹿島郡、羽咋郡

石川県加賀：金沢市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

5 被害情報の収集

参集と同時に、必要に応じて災害対策本部体制を整え、被害情報の収集を開始する。県危機対策課への速報及び被害状況等の報告様式は、七尾市地域防災計画 一般災害対策編第3章第4節「災害情報の収集、伝達」の様式のとおりとする。

(1) 異常現象発見者の通報義務

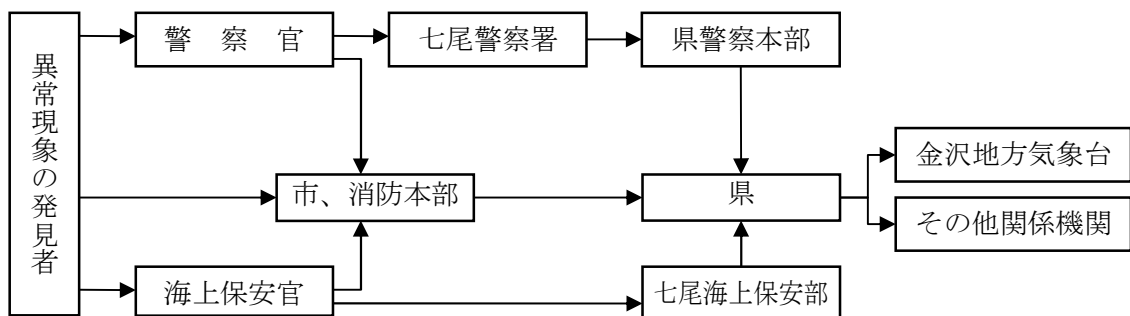
海面の上昇など、次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、七尾警察署、七尾海上保安部のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、市（消防本部を含む。）がこれを受けた場合は県へ、七尾警察署及び七尾海上保安部がこれを受けた場合は市を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、雪崩など大きな災害となるおそれがあるとき。

イ 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻発に感ずる地震）があったとき。



6 津波警報・注意報の周知

(1) 津波警報・注意報の放送

市は、緊急防災情報告知システム、ラジオななお、緊急速報メール、インフォメールななお等により津波警報等を迅速かつ正確に、住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

ア 津波注意報の場合

消防サイレン音 10秒吹鳴2秒休止×2回
こちらは七尾市です。
津波注意報が発表されました。ただちに海岸から離れて下さい。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸には近付いたりしないでください。
(文章のみ2回繰り返し)

イ 津波警報の場合

消防サイレン音 5秒吹鳴6秒休止×2回
こちらは七尾市です。
津波警報が発表されました。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
(文章のみ2回繰り返し)

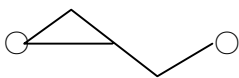

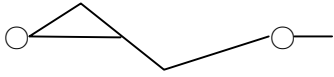



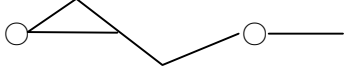

ウ 大津波警報の場合

消防サイレン音 3秒吹鳴2秒休止×3回
こちらは七尾市です。
大津波警報が発表されました。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
(文章のみ2回繰り返し)

エ 津波予報が解除された場合

チャイム(4音)
こちらは七尾市です。
ただいま能登沿岸に発令されていた津波(注意報、警報、大津波)が解除されました。
(文章のみ2回繰り返し)
チャイム(4音)

(2) 津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘 音
津波注意報標識	(約 10 秒)  (約 2 秒)	(3 点と 2 点の斑打) 
津波警報標識	(約 5 秒)  (約 6 秒)	(2 点) 
大津波警報標識	(約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)	(連点) 
津波警報及び 津波注意報 解除標識	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)	(1 点 2 個と 2 点の斑打) 

(3) 気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなり、市長が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制にならって、石川県を通じて金沢地方气象台に通報する。

第4章 避難の指示

津波が発生し、又は発生するおそれがあり避難が必要と認める場合には、住民、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。

なお、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

1 発令基準

種別	基準
避難指示	<ol style="list-style-type: none">1 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断したとき。2 津波警報が発表されたとき。3 大津波警報が発表されたとき。4 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常により「津波注意報」、「津波警報」が伝達されないとき。

第5章 地域津波避難計画

地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように、浸水予想区域を抱えるすべての自主防災組織等が、下記の内容等が記載された地域津波避難計画を作成するよう働きかけるとともにワークショップの開催や情報提供など必要な支援を行なう。

- ・ 避難対象地域
- ・ 津波到達予想時間
- ・ 避難目標地点
- ・ 避難経路
- ・ 避難先
- ・ 避難の方法
- ・ 災害時要援護者の避難支援
- ・ 避難訓練
- ・ 地震・津波避難の心得と備え

第6章 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の定義

対象となる避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）は、以下の通りとする。

- (1) 乳幼児、妊婦で、日常的に支援が必要な方
 - ・乳幼児（就学前）
 - ・母子手帳の交付を受けている妊婦の方
- (2) 高齢者等で日常的に支援が必要な方
 - ・満65歳以上の高齢者一人でお住まいの方
 - ・満65歳以上の高齢者だけでお住まいの方
 - ・介護保険における、要介護者1以上の認定者で、在宅で生活されている方
- (3) 身体障害者（視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障害等）で、日常的に支援が必要な方
 - ・身体障害者手帳の1～2級をお持ちで、在宅で生活されている方
- (4) 知的障害者（児）で、日常的に支援が必要な方
 - ・療育手帳のA、A1、A2をお持ちで、在宅で生活されている方
- (5) 在宅の精神障害者
 - ・精神保健福祉手帳の1～2級をお持ちで、在宅で生活されている方
- (6) 難病・疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な方
- (7) 日本語に不慣れな在住外国人
- (8) その他、支援が必要と認められた方

2 情報伝達

- (1) 津波注意報・警報や避難勧告・指示などの伝達手段やその内容について、事前に要支援者の理解を深めるよう努める。
- (2) 日頃から支援者等を通じて防災情報を伝達する手段等の確立に努める。

3 避難時の支援（避難誘導および安否確認）

災害発生直後の要支援者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間、地域住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ個別に避難支援計画を定め、地域住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない要支援者の避難誘導を行う。

要支援者の安否確認は、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、確認を行うことが望ましい。安否が確認できない要支援者については、消防や警察に救助や確認を依頼することとなる。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない要支援者についても、福祉事務所等で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施する。

自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図り、要支援者が円滑に避難できるよう、日頃から地域で支えあうための仕組みづくりを進める。

第7章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

1 情報伝達

津波浸水想定区域にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。また、屋外にいる者に対しては、緊急防災情報告知システム、緊急速報メール、インフォメール
なお、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行う。

2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置

観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として海拔表示、避難誘導及び避難場所を示した看板等を設置する。

※ 津波避難場所などの看板（「別紙2」参照）

3 釣り客等への啓発

釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行う。

第8章 津波防災対策の啓発・訓練

1 啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市の広報やホームページなど様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

2 訓練

津波からの円滑な避難体制を確立するため、定期的に避難訓練や、情報伝達等の訓練を実施する。

(1) 避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練を少なくとも年1回以上実施する。

(2) 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的実施する。

